

就学援助制度について

小・中学校に在学・就学予定の保護者の皆様へ

鹿屋市では、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、就学援助制度で学用品の購入費や学校給食に係る経費などを支援しています。

○ 認定基準について

以下の基準に該当する場合に就学援助の受給を受けることができます。

1 ①鹿屋市立の小・中学校に在学または就学予定の児童生徒がいる方や②鹿屋市に住所（住民票上）を有しており、他市町村等の小・中学校に在学または就学予定の児童生徒がいる方

2 上記いずれかに該当し、下記の（１）（２）の要件をどちらも満たす方

（１）世帯の状況が以下のいずれかに該当する方

- ・生活保護が停止または廃止となった
- ・市区町村民税が非課税となっている
- ・国民年金保険料が免除または減免されている
- ・児童扶養手当を受給している
- ・保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる場合

（２）本市が定める所得基準を満たす方

例（父：40歳、母：35歳、子〔二人〕14歳・9歳）の世帯の場合

世帯の所得が2,616,768円未満である。（世帯構成によって所得基準は異なります。）

※ 所得金額については、源泉徴収票や確定申告を行った書類等で確認することができます。



○ 援助内容・金額等について

令和4年11月時点

費目名	内容	援助金額(年額)		備考
		小学校	中学校	
学用品費等	通常必要とする学用品の購入費	11,420円	22,320円	定額
通学用品費	通常必要とする通学用品の購入費	2,060円	2,060円	定額(1年生を除く)
新入学児童生徒学用品費	入学にあたり通常必要とする学用品の購入費(入学後の申請の場合)	50,600円	57,400円	定額
入学準備金	入学にあたり通常必要とする学用品の購入費(入学前の申請の場合)	50,600円	57,400円	定額
修学旅行費	修学旅行に直接係る交通費等	20,600円	55,900円	実費
校外活動費	校外活動に直接係る交通費等	1,510円	2,180円	実費
医療費	むし歯や結膜炎等の治療費	—	—	実費
学校給食費	学校給食に要した給食費	—	—	実費

※新入学児童生徒学用品費と入学準備金はどちらか片方のみの支給となります。

※生活保護を受給されている場合、「修学旅行費」及び「医療費」について援助が行われます。

(その他の費目については、生活保護で支給されます。)

○ 申請等について

- 1 就学援助を希望される場合は、教育委員会学校教育課または在学する(予定の)学校までご相談ください。
- 2 就学援助の受給対象となるかの審査については、鹿屋市教育委員会において行い、審査結果については、6月頃に学校を通じてお知らせを行います。
- 3 就学援助の支給については、各学期末に支給となります。

○ 注意点について

- 1 同種の援助を本市あるいは他の市町村等で受けている場合は、本制度は対象外となります。
(例：里親制度)
- 2 兄弟姉妹が複数人いる場合でもそれぞれの児童生徒について申請書を提出していただきます。
また、次年度以降も本制度を希望される場合は、再度申請書を提出する必要があります。

○ 問合せ先

鹿屋市教育委員会学校教育課
〒893-8501 鹿屋市共栄町 20 番 1 号
TEL 0994-31-1137